

第30回 由利本荘市行政改革推進委員会

開催日時 令和3年7月28日（金）午前10時00分～午前11時15分

開催場所 由利本荘市役所 5階 第6会議室

出席委員（敬称略）

- 委員 佐藤 茂 良（秋田しんせい農業協同組合 代表理事専務）
- 委員 佐々木 奈美子（由利本荘市商工会女性部 副部長）
- 委員 水野 衛（秋田県立大学システム科学技術学部 学部長）
- 委員 鈴木 貴 大（由利本荘青年会議所 理事長）
- 委員 加賀 鉄 美（西目まちづくり協議会 会長）

市出席者及び事務局

- 副市長 佐々木 司
- 総務部長 小川 裕之
- 総務部行政改革推進課課長 小番 正明
- 総務部行政改革推進課参事 森 大樹
- 総務部行政改革推進課主査 工藤 慎吾

※「1. 開会」から「5. 案件（2）」までは事務局が進行。「5. 案件（3）」以降は委員長が進行。

1. 開会

2. 委嘱状交付

- ・佐々木副市長より出席委員へ交付。

3. あいさつ

- ・佐々木副市長よりあいさつ（あいさつ後、公務の都合により退席）。

4. 委員及び事務局紹介

- ・改選後初めての委員会であるため、事務局より紹介（委員～事務局）。

5. 案件

（1）行政改革推進委員会について

- ・事務局から資料に基づき説明

【質疑応答】

なし

（2）委員長及び副委員長の選任について

- ・事務局案を提示し選任（委員長 佐藤茂良委員、副委員長 水野衛委員）。
- ・佐藤委員長より就任のあいさつ

（3）第4次行政改革大綱実施計画の進捗状況について「資料2」「資料3」「資料4」

- ・事務局から資料に基づき説明

【質疑応答】

（質問）資料4のP3の「コミュニティ防災センター施設の譲渡」について、各町内の公民館施設という説明だったが、センターが公民館の役割を果たしているということか。

(回答) 名称が「防災センター」となっているが、本荘地域の2町内の集会施設のこと。

(質問) 町内公民館を譲渡した場合、どのようなメリットがあるのか。

(回答) 市内には旧町時代に建設された多くの公民館があり、補助金等の関係でいろいろな名称がついている。防災センターについては、防災拠点の形で整備されたものの内、2施設が残っているが、実際の用途としては、町内公民館として活用されており、町内会に譲渡できないかということで進めている。

(質問) 組織図では、推進委員会が推進本部に意見を述べることができるとあるが、大綱の内容について述べた意見は明確に反映されるのか。

(回答) 推進委員会と同様、推進本部会議も年2回開催しているが、その中で委員会でのご意見、助言等を報告し、必要なところは変えていく。各実施計画についても、改善点を担当課のほうに伝えながら進めていくという流れになるので率直なご意見を頂戴したい。

(質問) マイナンバーカードの利用推進について、自分自身はカードを持っており、コンビニのコピー機で必要な書類が取れたり便利だと思っているが、普及しないと便利にならないし、便利にならないと普及しないとも思うが、市としてはどうなのか。そもそもどのくらい取得されているのか。

(回答) 市の交付割合は5月末現在で約26%。国では令和4年度末までに全国民への普及を目標としており、市としても広報等でのPRをしていく。

(質問) 日本の国民性などいろいろ背景はあると思うが、普及率は全国に比べて由利本荘市は高いか低いか。

(回答) 全国の普及率については手元に資料がないが低いと思われる。

(質問) ペーパーレスは大学のほうもなかなか進んでいなかったり、そもそもペーパーレスに出来ないものもあるなど難しい。最初に初期投資をしても、進まなくて元に戻ってしまうと、費用対効果が問題になる。また、タブレット、PC更新や、ソフトのバージョンアップ等のランニング・コストもかかるので、そうした費用に対してどうなのかも考えないと、進まないのではないかと。

(回答) ペーパーレス化に当たっては、市民から市に提出する書類で印鑑が必要なものについて見直しを行い、今年度より500件以上について省略できるようにしている。

(回答) 一番効果があったことは、議会の関係で議案書200部を印刷・配布していたが、一昨年より紙の印刷をやめ、タブレットやPCに配信して各自で見ることとした。紙を使わず、製本する作業もないので、コストはかなり下がっていると思われる。

(意見) 行政協力員をしているが、総合支所から紙の文書が来るが、バーコードがついており、携帯で読み取ると、会議への出欠や議案への賛否等まで連絡できるので便利だと思っている。

(質問) 資料2のP1に第3次大綱の成果が掲載されているが、第4次大綱の令和2年度実績についても、効果額を知りたい。

(回答) 令和2年度効果額については、次回までに確認する。

(質問) これまで行政改革を進めてきた中で、結果については検証しているのか。例えば指定管理にしたり民間譲渡した施設について、その後にならしているのかを検証しているか。結果としてその

施設が運営できなくなり止めてしまったことはないのか。

(回答) 指定管理の施設については管理運営状況を毎年度報告いただいて、適正管理がされているかチェックしている。譲渡されたものについても、各所管課のほうで問題があれば、つど協議していくことになる。

(質問) 譲渡したが運営に行き詰まっているということはないか。

(回答) 市から譲渡した施設は、ほとんどが受益者の限定される町内会館となっており、必要な修理を行うための補助金もあり、その辺りの問題は生じていないと考える。指定管理については、施設自体の老朽化が原因で指定管理を継続できないという場合はある。そうしたところは、担当課のほうで今後の方針を考えながら対応している。また、第三セクターの関係で指定管理業務を請け負っているところが多いが、その場合は第三セクターの経営状況が影響してくることもあり、大きな課題となっている。

(意見) 資料3の第4次大綱実施計画は令和6年度までの計画ということだが、ほとんどが令和6年度までの実施期間となっており、また各年度でどこまでやるのか見えにくく、5年間の中で出来ればよいというところが見え隠れするように感じる。

#### (4) 指定管理者制度導入更新施設について「資料5」

・事務局から資料に基づき説明

##### 【質疑応答】

(質問) 市の施設について、これまでどおり市が管理するか、指定管理とするかについての線引きはあるのか。代表的なものを例示して教えていただきたい。

(回答) 更新の際や毎年のおきに、報告書をいただいたり、検証も行っており、例えば、大内のPR館などは、指定管理には向かないということで直営にしている。

(回答) 市庁舎は職員が常駐しており、当然直営となっている。常駐しているところ、常駐しなくとも運営が可能などというところ、わかりやすい線引きの例である。

(質問) 「アクアパル」が新規公募とあるが、今の応募状況はどうか。

(回答) 公募についてはこの後8月15日から広報、HP上で行う予定となっている。

(質問) 施設ごとに、様々な公募条件があるのか。

(回答) 各施設ごとに内容が違ったり特殊事情があることもあり、担当課でその辺りを整理しながら進めている。選定は、最終的には選定委員会で判断いただいている。

(回答) 体育施設や観光施設は複数の業者が手を上げることが多い。

7月選定の施設はすべて指名だが、それぞれ特殊な事情からなかなか公募に向かない施設となっている。

(質問) 基本、指定管理者は市から施設を借りて賃料も払うのか。

(回答) 市から指定管理料を支払うもので、指定管理者に賃料は発生しない。業務委託の拡大という形で、特定の業務だけではなく施設そのものを管理する業務となる。

(回答) 指定管理施設の使用料等は、指定管理者の収入となる。儲かる施設ではそれで賄える場合もあるが、賄えない場合は市からいくらかお支払いしている。修繕関係は大きなものは市が対応している。

(質問) 指定管理者の経営のやり方は自由か。

(回答) 自由だが、選定前に経営能力等も見た上で選定している。

(回答) 市の施設は収益性を求めているものも多いので、例えばナイスアリーナがあの規模で収益を上げるのは困難なので、市民生活向上の観点から運営している。道の駅等であれば、やり方により収益が上がる場合もある。

(質問) 大内PR館は、今は空き家になっており前よりも寂しくなっている。商工会、観光協会でも出店の話が出るが、人が少なくなかなか踏み込めない状況である。

(回答) やはり、施設建設時と比べて人口動態が変わっており、運営が困難になっているところもあるので、そういったところも踏まえながら行政改革を進めていく必要がある。

(質問) 公募の対象は由利本荘市在住の方に限るのか。

(回答) 原則オープンである。全国を相手にしている業者もあるし、市内で運営できる場所を探るのが難しい場合もあり、基本的に条件はつけていない。

(質問) 広く公募してもなかなか指定管理が進まない施設は、将来的にどうするのか。第4次の最終のところで判断するのか、第5次に持ち込んだの判断となるのか。

(回答) 施設そのものについては、それぞれに管理計画を策定しており、20年くらいのスパンで建物をどのくらい使えるか計画を立てているが、指定管理の応募がない場合は、施設の状況により市直営に戻す、あるいは用途として限界であれば廃止ということもあり得る。維持経費もかかるので、修繕した方がいいのか、使用をあきらめるのかを判断する。指定管理に応募がない場合、翌年度どうするかという問題になるので、方針を早急に決める必要がある。

(意見) いずれ、その施設が市民にとってなくてはならないものだということも、考慮してほしい。

## 6. その他

- ・事務局より、次回開催予定等を説明。

## 7. 閉会